

## 横浜国際プール再整備事業 実施方針等に関する質問への回答

- ・横浜国際プール再整備事業実施方針等に関して、令和8年1月20日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・質問への回答は、現時点での市の考え方を示したものです。今後、事業内容を精査し、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和8年4月30日

横浜市

実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答	実施方針修正
			第1	1	(1)	①	ア	a			
1	実施方針	4	第1	1	(6)	②		維持管理・運営の対価	各年度3,000万以上の修繕の提案の中で、1件300万を超える修繕を実施する場合でも市と協議する必要がないということでしょうか。(リスク分担表関連)	修繕の金額に関わらず、修繕を行う際は緊急の場合を除き、市の了承を得る必要があります。	
2	実施方針	4	第1	1	(6)	②		維持管理・運営の対価	ここでいう修繕とは資本的支出を伴わないものという解釈か。	お見込みのとおりです。	
3	実施方針	4	第1	1	(6)	②		維持管理・運営の対価	事業年度の提案額を超える修繕について、市との協議の結果、実施することが可とされた場合、その費用負担は市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	提案額を超える修繕費については、市が負担することを原則として、市と指定管理者で協議を行い、実施の可否及び費用負担を決定します。	
4	実施方針	4	第1	1	(6)	②		維持管理・運営の対価	協議において費用負担について合意に至らない場合、当該修繕は実施しないものと整理されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、当該修繕については、本事業とは別に、本市が発注を行うこともあります。	
5	実施方針	4	第1	1	(6)	③		運営収入	本施設の施設運営収入として、その他収入と記載がございますが、自主事業も含まれるという理解でお間違いないでしょうか。	自主事業は含まれません。	
6	実施方針	4	第1	1	(6)	③		運営収入	自主事業収入は運営収入に算入されず、サービス対価算定の対象にはならないということでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7	実施方針	4	第1	1	(6)	③		運営収入	規則の開館時間を変更せず基本時間外を自主事業とする意図ではあると思うが、同じ業務を時間で区分することは煩雑な手続きが必要になる。例えば21時30分以降を自主事業とした場合、21時25分に駐車場、トレーニング室に入った人は時間内(運営収入)という区分にせざるを得ないと思うが、実質的には21時30分以降も利用できるから来館しているのであり、実体的な利用と収入区分が一致しない。少なくとも規則の基本時間に連動してしまう施設貸し出しやトレーニング室利用は仕方がないかもしれないが、教室や駐車場等も業務として運営収入に入れてしまう、または自主事業にしてしまうことはできないか。	PFI事業の業務と自主事業を時間帯で分ける意図はなく、本事業の業務に対する「本施設の施設運営収入」(利用料金収入、スポーツ教室等事業収入、駐車場運営業務収入、その他収入)は、実態運営に合わせ提案をしてください。	
8	実施方針	4	第1	1	(7)			PFI事業者の支払い(プロフィットシェアリング)	現時点で検討されている算定方法、プロフィットシェアリングの割合等についてご教示ください。	入札公告時に示します。	
9	実施方針	5	第1	1	(9)			事業スケジュール(施設整備期間)	整備期間の内訳は事業者によると理解しているが、今回の整備によって発生する許認可申請、申請期間の想定は有りますでしょうか。	増築に伴い、建築基準法48条許可、建築確認申請に伴う各種手続きが必要と考えています。許可取得の想定期間については、提案内容によるため許可担当部署へ確認してください。	
10	実施方針	5	第1	1	(9)			事業スケジュール	改修工事運営業務期間について、検討の結果、市が設定する期間以上が必要と考えられる場合、改修工事運営業務期間、リニューアルオープン、改修完了後運営業務期間、事業終了日については見直して頂けると考えてよろしいでしょうか。また改修工事等開始後に、当初想定できなかった事態(改修工事開始後に提案時想定以上の改修が必要と判明した場合、土壌汚染・アスベスト・地中障害等が発見された場合)が起こった場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	スケジュールは現時点の前提に基づくものであり、基本的に変更は想定していません。ただし、合理的に回避できない事象や事業者の責めによらない不測の事態が生じた場合は、影響を踏まえ市と事業者で協議のうえ調整します。	
11	実施方針	5	第1	1	(9)			事業スケジュール(改修工事期間中運営事業期間)	改修工事期間中もできる限り施設を開館し、市民サービスの提供を行うよう配慮すること。との記載がございますが、事業者の提案によると理解しました。施工計画、設備計画の実施、合理化の中で大きな制約となる可能性があります。エリア分けのイメージなどはありますか。	具体的なエリア分けの想定はありません。	
12	実施方針	5	第1	1	(9)	※2		事業スケジュール	改修工事期間中もできる限り施設を開館し、市民サービスの提供を行うよう配慮することと記載されていますが、工程上、または工事の安全上等の理由で開館が難しい場合、閉館も可能と考えて良いでしょうか。	工事期間中も可能な限り開館できるよう配慮してください。安全確保や法令上の制約により開館が困難となる場合は、市と協議の上で閉館を認めることが可能です。その際は、必要性、期間、再開計画を示した計画案の提出を求めます。	
13	実施方針	5	第1	1	(9)	※2		事業スケジュール	「※2 改修工事期間中もできる限り施設を開館し、市民サービスの提供を行うよう配慮すること」とありますが、現時点で貴市の想定されている改修工事期間中の開館予定の居室(プール・会議室等)について、お示しください。	現時点で開館を想定しているのは、プールA、トレーニングルーム、サブアリーナ、多目的ホール及び会議室です。	
14	実施方針	5	第1	1	(9)	※2		事業スケジュール	改修工事期間中もできる限り施設を開館し、と記載がございますが、開館を継続する最低限の範囲はございますでしょうか。	特にありませんが、改修工事が少ない部屋についてはできるだけ開館するような工事計画としてください。	
15	実施方針	5	第1	1	(10)			法令の遵守等	本事業の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守するとともに、要求水準書、指針等を参考とすることと記載されていますが、リスク分担表に基づき、法制度・許認可の新設・変更による、設計内容・改修内容・運営内容等の変更に伴う費用は、市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
16	実施方針	5	第1	2	(2)			特定事業の選定方法	現在価値への換算にあたっては、人件費や水光熱費を含めた物価上昇も勘案して割り引くということでしょうか。	現在価値への換算は、将来の人件費や水光熱費等の物価上昇を織り込まない価格を用い、物価上昇を考慮しない割引率により現在価値化して評価を行います。	
17	実施方針	5	第1	2	(2)			特定事業者の選定方法	公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行うと記載されています。客観性の確保については、どのように対応される予定でしょうか。	横浜市民間資金等活用事業審査委員会にて学識経験者や専門家などの外部の知見も取り入れ評価します。	
18	実施方針	7	第2	2	(1)			民間事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	官民の意思疎通のため、官民対話の機会を設定いただきますようお願い申し上げます。	官民の意思疎通の重要性を踏まえ、官民対話の機会創出も含め、本市として検討します。	
19	実施方針	7	第2	2	(1)			民間事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	民間事業者の募集にあたり官民対話の機会をいただけないでしょうか。	官民の意思疎通の重要性を踏まえ、官民対話の機会創出も含め、本市として検討します。	
20	実施方針	7	第2	2	(1)			民間事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	提案書受付以後に、プレゼンテーションの実施と提案書に対する質疑応答の機会は予定されてますでしょうか。	入札公告時に示します。	
21	実施方針	7	第2	2	(3)			本施設の現地見学	使用状況や劣化の状況をより詳しく確認するために、別途個別に現地見学をさせてもらうことは可能でしょうか。	施設は通常営業中のため、利用者を優先しつつ、見学回数、見学場所、申込み方法等について調整のうえ、ご見学いただきます。希望される場合は、別途当課へご連絡ください。なお、公正性確保の観点から、現地における事業に関する質問への回答は行いません。	
22	実施方針	9	第2	3	(1)	①		応募グループの構成	運営業務を行う企業のあとに(新たに設立する特別目的会社(SPC)への出資予定者)と記載がありますが、意図・定義についてご教示ください。	該当箇所を修正します。	○
23	実施方針	9	第2	3	(1)	①		応募グループの構成	その他の者を「その他企業」とありますが、定義についてご教示ください。	設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務以外の業務を行う企業を想定しています。	
24	実施方針	9	第2	3	(1)	①		応募グループの構成	その他企業はどのような業務を担う事業者を想定されてますでしょうか。	設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務以外の業務を行う企業を想定しています。	

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	実施方針 修正	
			該当箇所									
			第1	1	(1)	①	ア	項目名				
25	実施方針	9	第2	3	(1)	①		応募グループの構成	設計、施工、工事監理、維持管理、運営業務以外の業務(統括管理業務等)を受託する企業の参加資格要件は(2)①を満たせば良い認識でしょうか。	お見込みのとおりです。なお、統括管理責任者は構成員から選出する必要があります。		
26	実施方針	9	第2	3	(1)	④		複数の応募グループへの参加	構成員以外は他のグループへの参加が可能ということでしょうか。	お見込みのとおりです。		
27	実施方針	10	第2	3	(2)	①	ウ	構成員、協力会社及びその他企業に求める資格要件	「ウ ただし、指定停止期間は…」とありますが、イに関する内容と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。	○	
28	実施方針	10	第2	3	(2)	②		提案事業者の参加資格要件(業務別)	統括管理業務に関する参加資格要件は特になく、実施方針9頁3.(2)①構成員、協力会社及びその他企業に求める資格要件を満たしていれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、統括管理責任者は構成員から選出する必要があります。		
29	実施方針	10	第2	3	(2)	②		提案事業者の参加資格要件(業務別)	什器備品に関する調達・設置・管理等に関する業務参加資格要件は定めないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
30	実施方針	10	第2	3	(2)	②	ア	設計企業の参加資格要件	c, dの参加資格要件について、「…元請(PFI事業含む)で完了した実績を持つこと。」とありますが、共同企業体の構成員として受託した実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
31	実施方針	11	第2	3	(2)	②	イ	建設企業の参加施設要件	建設企業については複数の企業で組成するものとし、次に定める建築、電気、管工事ごとに要件を満たすものとして記載されていますが、建設企業はIVとし、その代表者が建築、電気、管工事の基準を満たしていればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
32	実施方針	12	第2	3	(2)	②	ウ	d	工事監理企業の参加資格要件	2016年4月1日以降に延べ床面積1,500㎡以上の屋内プールの新築の基本設計業務および実施設計業務を元請(PFI事業含む)で完了した実績を持つことと記載されていますが、工事監理業務の実績でなく設計業務の実績が求められるのでしょうか。	工事監理又は設計業務(基本設計業務及び実施設計業務)の実績を求めます。該当箇所を修正します。	○
33	実施方針	12	第2	3	(2)	②	ウ	d	工事監理企業の参加資格要件	「2016年4月1日以降に～屋内プールの新築の基本設計業務及び実施設計業務を元請(PFI事業含む)で完了した実績」とありますが、工事監理業務の実績と読み替えてよろしいでしょうか。	工事監理又は設計業務(基本設計業務及び実施設計業務)の実績を求めます。該当箇所を修正します。	○
34	実施方針	12	第2	3	(2)	②	ウ	工事監理企業の参加資格要件	c, dの参加資格要件について、「…元請(PFI事業含む)で完了した実績を持つこと。」とありますが、共同企業体の構成員として受託した実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
35	実施方針	12	第2	3	(2)	②	エ	c	維持管理企業の参加資格要件	2016年4月1日から本事業の契約…スポーツ施設又はその他これらに類する用途を含む建築物について連続して3年以上の期間を対象とする実績を有することとありますが、対象の施設(建築物)は公共施設に限らないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
36	実施方針	13	第2	4	(3)				「開札日の翌日から落札者決定日までの間」とありますが、開札日は入札日と同日の予定でしょうか。	お見込みのとおりです。		
37	実施方針	14	第3	1	(4)				本事業において加入が求められる保険の種類は、事業契約書(案)にてお示しいただけますでしょうか。	入札公告時に示します。		
38	実施方針	14	第3	1	(4)				付保する保険については、PFI事業者による提案に委ね、貴市が指定する保険はないのでしょうか。	入札公告時に示します。		
39	実施方針	14	第3	1	(4)	-	-	-	「PFI事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。保険料は、PFI事業者の負担とする。」とありますが、現時点で貴市の想定されている「保険により費用化できるリスクの範囲」について、お示しください。	入札公告時に示します。		
40	実施方針	16	第4	1					敷地大部分が埋蔵文化財包蔵地とのことですが、埋蔵文化財調査による事業遅延リスクはリスク分担保(案)の通り貴市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
41	実施方針	16	第4	1					敷地大部分が埋蔵文化財包蔵地となっておりますが、整備にあたり埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合、試掘・本調査等が必要な場合は、市の費用負担になると考えてよろしいでしょうか。また試掘・本調査等により、改修・新設工事に影響があった場合、改修工事運営業務期間や、その後のリニューアルオープン、改修完了後運営期間、維持管理業務期間、事業終了日は延長可能と考えてよろしいでしょうか。また設計変更が必要な場合、その費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合、試掘・本調査等が必要となった際の費用は本市の負担とします。試掘・本調査等により工事が遅延する場合は、その日数を協議のうえ決定します。改修完了後の運営期間や事業終了日の延長は行いません。埋蔵文化財により工事が遅延した場合の工事遅延リスク及び費用増加リスクは本市が負担します。		
42	実施方針	16	第4	1					敷地西側一部に土砂災害警戒区域(急傾斜)、土砂災害特別警戒区域指定(急傾斜)がありますが、万一土砂災害が起こった場合、普及対応や第三者災害の対応は市の責任・費用負担で対応するというところでよろしいでしょうか。	協議によりますが、事業者側の責が明らかでない場合は市の責任・費用負担で対応します。		
43	実施方針	19	第7	3					PFI事業者は、市が行う国庫補助金及び助成金の取得にあたり、可能な範囲で必要な協力を行うことと記載がありますが、現段階でどのような補助金・助成金の取得を予定されていますでしょうか。	下記のものを想定しています。 ・スポーツ振興くじ助成金による支援(地域スポーツ施設整備)(JSC) ・体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)(スポーツ庁) ・社会資本整備総合交付金(国土交通省)		
44	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(12)			保険リスクについて、PFI事業者が付保すると想定されている保険の種類および補償内容についてご教示ください。	入札公告時に示します。		
45	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			インフレ・デフレにかかる費用増減について、業務着手前において労務費単価等が改定され、実勢単価と乖離が生じた場合、協議し清算できることとしていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。		
46	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減は「一定の範囲内」は事業者負担とされています。その前提として、「運営期間」において、どの「指数」を判断の基準として採用される想定かご教示ください。	入札公告時に示します。		
47	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			「一定の範囲内」とは、どの程度の範囲を想定されているかご教示ください。	入札公告時に示します。		
48	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			一定の範囲内はPFI事業者のリスク負担とされていますが、現在想定されている「一定の範囲」をお聞かせください。	入札公告時に示します。		
49	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			(14)物価変動リスクのPFI事業者が負担する一定範囲とはどれくらいか。また具体的にどの支出が変動の対象になるか。	入札公告時に示します。		
50	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			「一定の範囲内」がPFI事業者のリスクになっておりますが、現時点で検討されている算定方法についてご教示ください。	入札公告時に示します。		
51	別紙 リスク分担保(案)	21	別紙		(1)	(14)			PFI事業に係るインフレ・デフレにかかる費用増減(一定の範囲内)についても貴市の負担として頂きますようお願いいたします。	入札公告時に示します。		

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	実施方針 修正
			第1	1	(1)	①	ア	a			
			該当箇所								
			項目名								
52	別紙 リスク分 担表(案)	21	別紙		(1)	(14)		物価変動リスク	物価変動にかかる費用の増減の算定方法や採用する指標をご教示ください。	入札公告時に示します。	
53	別紙 リスク分 担表(案)	21	別紙		(1)	(14)		物価変動リスク	①公的指標と実勢単価の間に乖離が生じている場合において、業者見積りやメーカー見積り、またはメーカー価格改定通知等を、乖離が生じた都度、実勢単価として協議し精算できることとしてもらえますでしょうか。 ②施工業務着手前の改定において物価上昇率が全体スライドの場合1.5%、単品スライド、及びインフレスライドの場合には1.0%を超えない場合でも、物価上昇した分について改定を申し入れすることを可能としてもらえますでしょうか。 ③施工業務着手前の改定において、事業者負担(全体スライドの場合には変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1.5%、単品スライドおよびインフレスライドの場合には1.0%)はないものとしていただけますでしょうか。 ④物価変動の起算日を予定価格設定時点にしていただけますでしょうか。	入札公告時に示します。	
54	別紙 リスク分 担表(案)	21	別紙		(1)	(14)		物価変動リスク	インフレ・デフレにかかる費用増減について、建設期間中の改定において、全体スライドでは変動前残工事費相当額の1.5%、インフレスライドでは変動前残工事費相当額の1.0%が受注者負担となりますが、受注者負担の上限額を累計で工事請負代金額の1.5%または1.0%としていただけませんか。	入札公告時に示します。	
55	別紙 リスク分 担表(案)	22	別紙		(1)	(18)		不可抗力リスク	不可抗力には疫病も含まれると理解してよろしいでしょうか。	疫病により、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても業務に支障が生じるといえる場合は不可抗力とします。	
56	別紙 リスク分 担表(案)	22	別紙		(1)	(18)		不可抗力リスク	不可抗力リスクとして、インフレーションによる施工業務対価の物価変動を加えてもらえますでしょうか。	入札公告時に示します。なお、いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。	
57	別紙 リスク分 担表(案)	22	別紙		(3)	(1)		用地リスク	用地リスクについて、資材置き場などの確保はPFI事業者のリスクとされており、計画敷地内については外構部分を含め、建設期間中において資材置き場等として利用可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、敷地内の公開空地に計画する場合、必要な手続きと対応は事業の中で行ってください。	
58	別紙 リスク分 担表(案)	22	別紙		(3)	(1)		用地リスク	用地リスクに埋蔵文化財とアスベストを追加していただけますでしょうか。	用地リスクに埋蔵文化財を追加します。アスベストリスクは測量・調査リスクとなります。	○
59	別紙 リスク分 担表(案)	23	別紙		(4)	(8)		光熱水費リスク	(8)運営に関わる光熱水費の変動リスクは物価変動リスクに入らないのか。(市のリスク負担はないのか)	実施方針別紙「リスク分担表(案)」の(14)物価変動リスクに基づき判断します。(8)光熱水費リスク内容「運営」については「自主事業」と読み替えるものとし、当該箇所については修正します。	○
60	別紙 リスク分 担表(案)	23	別紙		(4)	(8)		光熱水費リスク	光熱水費は事業者リスクとなるため、事業者側が運営期間における光熱水費の物価変動リスクも見込んで試算をする必要があるという理解でよいでしょうか。	実施方針別紙「リスク分担表(案)」の(14)物価変動リスクに基づき判断します。(8)光熱水費リスク内容「運営」については「自主事業」と読み替えるものとし、当該箇所については修正します。	○
61	別紙 リスク分 担表(案)	23	別紙		(4)	(12)		修繕リスク	「当該年度の修繕費が、1件あたり300万円(税抜)を超える場合、又は事業年度の提案額を超えた場合、市と事業者の間で協議を行った上で、費用負担を取り決める。」とありますが、実施方針P.4にある通り、実施の可否についても協議されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
62	—	—	—	—	—	—	—	予定価格	本事業の予定価格をご教示ください。	入札公告時に示します。	
63	—	—	—	—	—	—	—	予定価格	本事業の予定価格のうち、施設整備費用、維持管理運営費用をそれぞれご教示ください。	本事業はPFI事業として業務を一体的に実施するため、市として業務別の予定額は設定しておらず、施設整備費用及び維持管理運営費用の内訳は示しません。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			第1	1	(1)	①	ア	a				
1	要求水準書 (案)	2	第1	3	(2)	①		立地条件	事業敷地図が図示されていますが、事業敷地と計画通知申請時敷地は同じ敷地でしょうか。異なる場合は明示いただけますようお願いいたします。	事業敷地と計画通知申請時の敷地(当時)は、異なる敷地です。事業敷地は要求水準書(案)別紙5-1に示す敷地、計画通知申請時の敷地は別紙2-3、別紙5-1(点線部分)を参照してください。		
2	要求水準書 (案)	-						用語の定義	修繕の定義の中に記載されている「実用上支障のない状態まで回復」は事業者にて適宜判断の上実施してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
3	要求水準書 (案)	2	第1	3	(2)	①		立地条件	敷地大部分が埋蔵文化財包蔵地となっておりますが、整備にあたり埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合、試掘・本調査等が必要な場合は、市の費用負担になると考えてよろしいでしょうか。また試掘・本調査等により、改修・新設工事に影響があった場合、改修工事運營業務期間や、その後のリニューアルオープン、改修完了後運營業務期間、維持管理業務期間、事業終了日は延長可能と考えるよろしいでしょうか。また設計変更が必要な場合、その費用は市の負担と考えるよろしいでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合、試掘・本調査等が必要となった際の費用は本市の負担とします。試掘・本調査等により工事が遅延する場合は、その日数を協議のうえ決定します。改修完了後の運營業務期間や事業終了日の延長は行いません。埋蔵文化財により工事が遅延した場合の工事遅延リスク及び費用増加リスクは本市が負担します。		
4	要求水準書 (案)	2	第1	3	(2)	①		立地条件	埋蔵文化財の掘削、調査等は原則市の責任で行っていただけますでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合、試掘・本調査等は原則として本市が実施します。なお、事業者は、届出に必要となる書面の作成等に協力するものとします。		
5	要求水準書 (案)	2	第1	3	(2)	①		立地条件	敷地西側一部に土砂災害警戒区域(急傾斜)、土砂災害特別警戒区域指定(急傾斜)がありますが、万一土砂災害が起こった場合、復旧対応や第三者災害の対応は市の責任・費用負担で対応することよろしいでしょうか。	本市と事業者で協議のうえ決定します。事業者側の責が明らかでない場合は市の責任・費用負担で決定します。		
6	要求水準書 (案)	2	第1	3	(2)	①		立地条件	事業敷地図において、計画通知申請時敷地と横浜国際プール再整備事業敷地が同一範囲で示されていますが、敷地南側の点線は何を示しているのでしょうか。	点線は計画通知申請時の敷地(当時)を示しています。詳細は別紙2-3を参照してください。		
7	要求水準書 (案)	4	第1	3	(2)	③		表1-1 取得済みの許認可について	本施設は旧38条認定を受けていますが、今回の改修(メインアリーナの通年フロア化等)によって認定条件に変更が生じ、認定が失効する可能性について市の見解をご教示ください。万が一、現行法への全面適合(遡及適用)が必要となった場合の費用負担区分及び設計工期についても明確にしてください。	施設の改修は旧38条の認定条件の範囲で行うものとします。		
8	要求水準書 (案)	4	第1	3	(2)	③		表1-1 取得済みの許認可について	認定時の防火・避難・構造に関する性能評価書および認定条件の詳細資料を、提案作成用資料として早期に開示いただけますでしょうか。また、「市街地環境設計制度」の許可条件の詳細についても併せてご提示いただけますでしょうか。	防災計画書を提示します(別紙2-4)。建築基準法第38条(旧)及び第67条の2の規定に基づく認定の申請書類一式については別紙2-3を参照してください。市街地環境設計制度の申請書類一式については別紙2-2を参照してください。	◎	
9	要求水準書 (案)	4	第1	3	(2)	③		表1-1 取得済みの許認可について	旧38条認定に関しては、既存の認定の範囲内(安全性に関して同等)であるという説明を確認申請前に横浜市様の方へ行い、認めてもらう段取りと理解してよいでしょうか。(特段の申請が不要という理解で良いでしょうか。)	事業者において安全性に関する資料を作成し、確認申請窓口と協議のうえ、本市へ報告してください。		
10	要求水準書 (案)	4	第1	3	(2)	③		表1-1 取得済みの許認可について	建築基準法第48条許可に関して許可が必要との理解で良いでしょうか。横浜市のHP掲載の標準工程で想定する形で良いでしょうか。期間を短縮できる見込みなどありますでしょうか。	許可の取得についてはお見込みのとおりです。許可取得の想定期間については、提案内容によるため許可担当部署へ確認してください。		
11	要求水準書 (案)	4	第1	3	(2)	③		表1-1 取得済みの許認可について	59条の2(市街地環境設計制度による高度地区高さ)の許可に関しては練習用プールの最高高さがメインアリーナ棟側の最高高さ以下になるため不要と考える良いか。	許可担当部署へ確認してください。		
12	要求水準書 (案)	6	第1	4				事業期間	「本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和32年(2050)3月末日まで」とありますが、正しくは令和33年(2051)3月末日まででしょうか。	お見込みのとおりです。当該箇所については修正します。	○	
13	要求水準書 (案)	6	第1	5				事業スケジュール	事業スケジュールは不測の事態があった場合、見直し可能と考える良いでしょうか。	スケジュールは現時点の前提に基づくものであり、基本的に変更は想定していません。ただし、合理的に回避できない事象や事業者の責めによらない不測の事態が生じた場合は、影響を踏まえ、本市と事業者で協議のうえ決定します。		
14	要求水準書 (案)	10	第1	6	(3)	⑥		市における設計基準・指針等	・横浜市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針への遵守の記載がありますが、木材使用量の目標値は市民利用施設の0.008m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> を満たす必要があると理解してよいでしょうか。	適用義務はありませんが、本市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針に沿って、木造化、木質化に努めてください。		
15	要求水準書 (案)	11	第1	7				要求水準の変更	事業期間中に法令等の変更、災害の発生、その他特別な理由による業務内容の変更の必要性があった場合の要求水準書の変更には、改修・新設範囲の変更・取りやめ、事業スケジュールの変更等も含まれると考える良いでしょうか。	お見込みのとおりです。		
16	要求水準書 (案)	11	第1	7				要求水準の変更	要求水準の変更の対象となるその他特別な理由には、インフレーションによる物価変動も含めていただけますでしょうか。	物価変動は、原則として変更理由には含めません。		
17	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1)			改修等に当たり遵守するスポーツ施設整備基準	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に記載のシートに関しては、音などから遮断された居室化されたシートとする必要があるか。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する計画を提案してください。		
18	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1)			改修等に当たり遵守するスポーツ施設整備基準	B.LEAGUE以外のトッププロスポーツ興行実施に際して必要な資材(床材、ゴール、得点板等)を整えるための費用は事業予算に組み込まれるか。	メインアリーナに用意する資材は、バスケットボールゴール(2対)及び長尺弾性塩ビシート(テニス用)とします。特定のスポーツ興行のみに利用する備品については、本事業には含めません。		
19	要求水準書 (案)	14	第2	3	(2)		イ	ESCO事業への配慮	「PFI事業者による改修工事の範囲がESCO設備に及ぶ場合は」とありますが、要求水準の内容はESCO設備に及ぶ認識でしょうか。	配管・電源・制御等の取り合いで一部影響が及ぶことを想定していますが、改修工事の範囲は提案によります。なお、ESCO設備の性能保証に影響を与えないことを前提に、本市及び既存ESCO事業者と事前協議のうえ実施してください。		
20	要求水準書 (案)	14	第2	3	(2)			ESCO事業への配慮	ESCO事業者との協議・調整により生じた設計変更、工期延長等が生じた場合のリスク分担は貴市との理解で良いでしょうか。ご教示ください。	ESCO事業者の責によるものはお見込みのとおりです。		

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			該当箇所								
			第1	1	(1)	①	ア	項目名			
21	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1)			改修等にあたり遵守するスポーツ施設整備基準	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に記載のドーピングコントロール室を新たに計画するか。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する計画を提案してください。	
22	要求水準書 (案)	14	第2	4	(1)			車いす利用者へのユニバーサルデザイン	現況施設は、バリアフリー法の認定取得や、横浜市福祉のまちづくり条例における表示板交付基準へ適合を行っているか。また、今回の整備により認定取得や表示板交付基準へ適合させる必要があるか。	本施設はバリアフリー法制定前に竣工しているため認定を取得していません。また、横浜市福祉のまちづくり条例における表示板交付基準にも適合していません。適用義務はありませんが、今回の改修を契機に、できるだけこれらの基準への適合に努めてください。	
23	要求水準書 (案)	14	第2	4	(1)			車いす利用者へのユニバーサルデザイン	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の中の車椅子利用者用客席におけるサイトラインに関する内容（前の座席の観客が立ち上がることを想定したサイトライン確保）を適用するか。	適用義務はありませんが、今回の改修を契機に、できるだけサイトライン確保に努めてください。	
24	要求水準書 (案)	15	第2	4	(4)			知的、精神、発達障害者棟へのユニバーサルデザイン	休憩施設の設置の整備はPFI事業者にて位置や規模等含めご提案するという解釈でよいか。	休憩施設は共用部への設置を提案してください。また、メインアリーナ観客席において、知的・精神・発達障害のある方を含む当事者及び家族等が安心して観戦できるよう、必要な方策を興行主等へ提案できるような計画してください（当該内容をP20へ追記します）。	○
25	要求水準書 (案)	15	第2	4	(5)			子ども等へのユニバーサルデザイン	託児サービス室の整備はPFI事業者にて位置や規模等含めご提案するという解釈でよいか。	お見込みのとおりです。	
26	要求水準書 (案)	16	第2	5				建物全体に共通する整備内容	メインアリーナ放送室の中継設備は使用できない状況だが、更新は想定しないのか。	メインアリーナからサブアリーナ、サブプールへの中継設備は支障なく使用しています。	
27	要求水準書 (案)	16	第2	5				建物全体に共通する整備内容	その他駐車場設備や様々な什器備品も初度から更新していないので老朽化が著しいが、更新の想定はないのか。	駐車場については、ゲート等の必要設備を省スペース化する設備更新を想定しています。また、各部屋の什器・備品については、什器・備品リスト(別紙17)を参考に、各部屋の機能や目的に応じて必要なものを追加設置してください。	
28	要求水準書 (案)	15	第2	4	(6)			外国人利用者へのユニバーサルデザイン	ピクトグラムや多言語などへの対応により配慮した計画との記載がございますが、施設内のサインをすべて一新する想定か。	全てを一新することを前提とはしていません。ユニバーサルデザインの観点から必要な箇所については更新してください。	
29	要求水準書 (案)	16	第2	5				建物全体に共通する整備内容	既存機器を利用する場合、既存設備の劣化により更新が必要となった場合は別途工事でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
30	要求水準書 (案)	16	第2	5	(1)			諸室、共用部、水回りの改修内容	本項目で記載の内容の解釈は以下で良いでしょうか。 ・添付資料別紙10「改修対象区域図」の色凡例における青範囲の水回り改修が表2-2に対応 ・添付資料別紙10「改修対象区域図」の色凡例におけるピンク、赤の範囲の内装改修、内装改修(共用部)が表2-1に対応 ・添付資料別紙10「改修対象区域図」の色凡例における緑の範囲の床のみ改修が表2-3に対応 ・メインアリーナに関しては表2-3に記載なしであるが、要項に別途記載されている内容に基づいて通年スポーツフロア化対応を行う。	別紙10は主な改修内容とそのエリアを示しているものです。改修内容の詳細は要求水準書(案)本編に基づき計画してください。	
31	要求水準書 (案)	16	第2	5	(1)			表2-1 諸室・共用部の主な修繕・更新内容	床壁天井を改修する旨の記載があるが、現地を確認した中では化粧打放コンクリート仕上げや金属パネルのような仕上げ部分は既存のままでも美観上問題ないと見受けられます。そういった箇所は改修範囲に含まれている場所においても、要項の解釈の範囲内として改修は行わないという整理もあり得ると理解してよいか。(必要に応じ、補修や修繕は実施)	改修範囲のうち、機能・安全性・美観等の状態が良好であり、改修の必要性が低い部分については、本市と事業者で協議のうえ本市が認める場合に改修範囲外とすることが可能です。	
32	要求水準書 (案)	16	第2	5				建物全体に共通する整備内容	整備内容として、外装の補修・塗装等は不要と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	
33	要求水準書 (案)	16	第2	5	(1)			諸室、共有部、水回りの改修内容	「…水回りの修繕・更新の主な内容は表2-2に示すもののうち、既設のものを対象とする」とありますが、既設のもの以外にはどのようなものがございませうでしょうか。	修繕・更新を行う水回りのある室について、表2-2に示す対象箇所が既設されている場合は、部位に応じて修繕・更新を実施してください。例えば、給湯室には、トイレブースはないため更新は不要です。	
34	要求水準書 (案)	16	第2	5	(1)			諸室、共有部、水回りの改修内容	表2-1に想定する修繕・更新内容に記載されている「壁紙」は修繕あるいは更新のどちらでしょうか。	場所や機能・安全性・美観等の状況を踏まえて提案してください。	
35	要求水準書 (案)	18	第2	5	(2)	②	ア	通信設備	「公衆無線LAN(キャリアWi-Fi、フリーWi-Fi等)を利用者(主催者・来館者)の利便性向上目的で整備すること。」とありますが、整備するエリア(設置範囲)については、施設の利用形態や運営計画等を踏まえ、事業者が任意に設定した内容を提案することが可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、現在の状況から利便性が向上する提案を行ってください。	
36	要求水準書 (案)	18	第2	5	(2)	②		設備	既存図によると情報通信設備は未整備かと思われませんが、現況で整備済の場合、検討用として図面資料を送付いただけますでしょうか。	既存の情報通信設備会社のリストを提供します(別紙24)。配線情報については各社へ問合せください。	◎
37	要求水準書 (案)	18	第2	5	(2)	2		設備	『総合IPネットワークによる構築を行うなど、将来の設備更新・増設などにも容易に対応できるようにすること。』と記載がありますが、どのような設備を統合する想定でしょうか。	本市で具体的に設備の統合は想定していませんが、可能な限り事業者にて将来の設備更新などを見込み提案してください。	
38	要求水準書 (案)	18	第2	5	(2)	③	-	機械設備	「エレベーター6台及び小型荷物昇降機は、令和8年度内に更新する予定」とありますが、対象のエレベーター・小型荷物昇降機の場所について、お示しください。	別紙1-3で示します。	◎
39	要求水準書 (案)	18	第2	5	(2)	③		機械設備	EV6台及び小荷物昇降機はR8年度に更新のため改修対象外とありますが、本施設の同設備は全て改修対象外との認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄					項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			第1	1	(1)	①	ア a				
40	要求水準書 (案)	18	第2	5	(3)	①		アスベスト撤去	令和6年度の調査報告書(別紙9-2)に記載のない箇所から、工事着手後に新たにアスベスト含有材が発見された場合、その調査・除去費用および工期延長に伴う損害はどちらが負担するのかが教えてください。	別紙9-2の令和6年度調査結果を参照の上、施設の現状を適切に把握するために通常想定される事前調査及びこれに付随する解体処分費等については、当該調査の内容・規模に照らし合理的と認められる範囲において、事業者が負担するものとします。これを超えるものとして、当該事前調査を実施しても事業者がその必要性又は規模を予測することが困難であった追加的な調査及び解体処分費等並びに当該対応に起因する工期への影響については、本市と事業者で協議のうえ、その費用負担及び対応方針を決定します。	
41	要求水準書 (案)	18	第2	5	(3)	①		アスベスト撤去	改修工事範囲外にアスベスト含有建材がある場合には残置としてよいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
42	要求水準書 (案)	18	第2	5	(3)	①		アスベスト撤去	アスベスト対策費用については、別紙9-2に記載の調査対象部分に限って計上し、それ以外の箇所に係る対策については、別途市と協議のうえ調査を実施し、必要な費用を請求するとの認識でよろしいでしょうか。	別紙9-2の令和6年度調査結果を参照の上、施設の現状を適切に把握するために通常想定される事前調査及びこれに付随する解体処分費等については、当該調査の内容・規模に照らし合理的と認められる範囲において、事業者が負担するものとします。これを超えるものとして、当該事前調査を実施しても事業者がその必要性又は規模を予測することが困難であった追加的な調査及び解体処分費等並びに当該対応に起因する工期への影響については、本市と事業者で協議のうえ、その費用負担及び対応方針を決定します。	
43	要求水準書 (案)	18	第2	5	(3)	①		アスベスト撤去	添付資料として、令和6年のアスベスト調査を受領していますが、大気汚染防止法によるアスベスト事前調査結果の報告は、建築物等を解体、改造、または補修作業を行う建設工事の元請業者が行うことになっております。元請業者は書面調査・目視調査・必要に応じて分析調査を行うことになっており、令和6年のアスベスト調査結果は、書面調査の資料一部という取り扱いになります。そのため、元請業者による書面調査・現地調査により追加のアスベスト調査が必要となる場合がありますので、その調査費用は市に負担いただけますようお願いいたします。また、元請業者による調査で新たにアスベストが発見された場合は、その撤去費用は市の負担とし、撤去に伴い工期延長が必要な場合は工期延長を認めていただきたくお願いいたします。	別紙9-2の令和6年度調査結果を参照の上、施設の現状を適切に把握するために通常想定される事前調査及びこれに付随する解体処分費等については、当該調査の内容・規模に照らし合理的と認められる範囲において、事業者が負担するものとします。これを超えるものとして、当該事前調査を実施しても事業者がその必要性又は規模を予測することが困難であった追加的な調査及び解体処分費等並びに当該対応に起因する工期への影響については、本市と事業者で協議のうえ、その費用負担及び対応方針を決定します。	
44	要求水準書 (案)	19	第2	6	(1)	①	ア a	通年スポーツフロアへの改修	不要となる機能は撤去することの記載がありますが、通年スポーツフロア化への改修において支障がないと思われるものは残置の提案も可能か。	お見込みのとおりです。	
45	要求水準書 (案)	19	第2	6	(1)	①	ア a	通年スポーツフロアへの改修	飛込台も撤去すると理解してよろしいでしょうか。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合し、要求水準書(案)P20の表2-4に示すメインアリーナで想定される主な競技の運営に支障がない場合は、残置の提案をすることが可能です。	
46	要求水準書 (案)	19	第2	6	(1)	④	ア e	通年スポーツフロアへの改修	「アリーナ床は各競技団体と調整を行い、ライン引きを行うこと。」とありますが、各競技団体はどのような団体があるかご教示いただけますでしょうか。また、各競技団体は貴市から紹介頂ける認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P20の表2-4に示すメインアリーナで想定される主な競技の関係団体を調整対象とします。本市において必要な競技団体の紹介や調整を行い、計画検討を円滑に進められるよう支援します。	
47	要求水準書 (案)	19	第2	6	(1)	①	ア d	通年スポーツフロアへの改修	「木製フローリング仕上げを採用」とあるが、表2-4の種目に対応できれば、全面木製フローリングでなくてもよいか。	競技を行う部分は木製フローリング仕上げを採用します。	
48	要求水準書 (案)	20	第2	6	(1)	①	ア	表2-4	想定される主な競技とコート数の中にフットサル多面4面利用とございますが、アリーナ面のサイズを考慮したコートサイズ、コート間隔としてよろしいでしょうか。想定配置がありましたらご提示ください。	タテ32.0m、ヨコ18.0m、コート間隔4.0mで4面配置することを想定しています(別紙23)。最終的なサイズは、利用団体や競技団体等へのヒアリング調査等を踏まえて決定します。	◎
49	要求水準書 (案)	20	第2	6	(1)	①	イ a	ホームアリーナ検査要項に基づく諸室改修	ホームアリーナ検査要項には記載がないが、既存の横浜国際プールで保有していたスペック(中継室の設置)について、放送中継用の機材のアップグレードを行うための費用は事業予算に組み込まれるか。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合するための費用を事業費として計上しています。	
50	要求水準書 (案)	20	第2	6	(1)	②	ア	観覧席増設	観客席について「固定席・移動観覧席を問わず合計6,000席以上を確保すること」とありますが、固定席と移動席の割合や、移動席を収納した場合のコート数への影響についての具体的な条件をご教示ください。	「6,000席以上の確保」は、固定席と移動観覧席を合わせた総数として設定しており、両者の具体的な割合について本市からの指定はありません。また、移動観覧席を収納した場合のコート面数や配置への影響についても、現時点で具体的な数値基準は設けていません。競技利用と催事等利用の双方に配慮し、必要なコート数と可変客席のバランスを踏まえた配置計画を提案してください。	
51	要求水準書 (案)	20	第2	6	(1)	②	エ	ファミリー席の設置	ファミリー席の仕様をお示しください。	親子等で楽しめる観客席として、全体の座席構成とのバランスを踏まえ、本市及び他都市の事例を参考とした提案してください。	
52	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③		設備等改修等	旧メインプールの入退場システムは撤去または使用しない運用でもよいか。	お見込みのとおりです。	
53	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ア	大型映像・音響設備改修	「十分な演出効果が得られる仕様とすること」とありますが、映像サイズや解像度、音響システムの性能等の具体的な仕様をご教示ください。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。	
54	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ア	大型映像・音響設備改修	メインアリーナの大型映像装置、音響システムについては大きさ・仕様等についての指定はありますでしょうか。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。	
55	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ア	大型映像・音響設備改修	設備に関して、アリーナとして興行側へ訴求するストロングポイントや機能最低ライン制限(これ以上は担保してください)といった具体的な数値指針はございますか。具体的な数値指針ないと、事業者の提案に共通の基準がなく、事業者の提案に対して施主様が検討・比較する指針がない上に、施主様が目指す興行利用に対し不都合が生じる設備となる可能性があると考えます。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			該当箇所									
			第1	1	(1)	①	ア	a				
56	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ア	大型映像・音響 設備改修	テレビ中継対応として、カメラ設置スペースや伝達用機材であるアンテナ設置スペース、配線作業が容易になるような仮設配線ルートへの通線用の小扉を設けたケーブルラックや配線ピットの設置、光ケーブル回線を利用した中継用カメラ接続盤や中継車用の接続盤の設置などのテレビ中継盤設備は検討・導入の予定はございますか。 B.LEAGUEの多数に協力させていただいた経験上、施工後の検討や導入は目指す興行利用に不都合が出てくる可能性がありますと考えます。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。		
57	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	イ	プール設備撤 去	設備を「残置」する場合の「支障のない措置」について、将来的な腐食や臭気を防止するための具体的な要求レベル(防錆・止水処理等)をご教示ください。	設備を残置する場合は、将来的な腐食、漏水、臭気、害虫発生等のリスクを回避し、構造体や新設設備の性能に支障を生じさせないために必要な措置を行ってください。		
58	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ウ	空調設備改修	既存配管、ダクトは基本更新しない方針でよろしいでしょうか。(スペースが足りない場合は撤去新設を見込む)	改修範囲以外の配管、ダクトは原則更新を求めません。		
59	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ウ a	空調設備改修	「興行時に適した環境」の設計前提となる「外気温・目標室内湿度」および最大収容人数(6,000席)時の「想定発熱負荷」の数値をご教示ください。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。室内湿度・発熱負荷の具体数値は指定していません。一般的なアリーナ空調設計基準と6,000人規模の興行を踏まえ、事業者が合理的な設計条件を設定して提案してください。		
60	要求水準書 (案)	21	第2	6	(1)	③	ウ b	空調設備改修	空調設備について「競技に支障がないよう工夫を行うこと」とありますが、必要な室温や湿度の条件をご教示ください。	B.LEAGUEのホームアリーナ検査要項に適合する設備を提案してください。室内湿度・発熱負荷の具体数値は指定していません。一般的なアリーナ空調設計基準と6,000人規模の興行を踏まえ、事業者が合理的な設計条件を設定して提案してください。		
61	要求水準書 (案)	22	第2	6	(1)	④		特定天井脱落 対策	天井を撤去する場合、露出する構造体等の「塗装仕上げ」の要否、および天井消失に伴う「目標残響時間」や「断熱性能」の許容数値についてご教示ください。	事業者において、安全性や利用形態等を踏まえ、必要な仕上げ及び性能条件を適切に設定し、提案してください。「目標残響時間」や「断熱性能」について本市として具体的な数値を定めていません。		
62	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	①	エ	プールAとサブ アリーナ間の連 絡通路設置	連絡通路設置に伴う「特定防火設備」の要求性能、および塩素空気の流入を防止するために必要な気密性能や設備的な設計基準をご教示ください。	本市として連絡通路に関わる特定防火設備の性能や、塩素空気の流入を防ぐための気密性能等について、具体的な数値は定めていません。事業者において法令や利用条件に支障が無い必要な性能を設定し提案してください。		
63	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	①	エ	プールAとサブ アリーナ間の連 絡通路設置	サブアリーナからプールAを抜ける通路を作るにあたり、放送可能な設備(サブアリーナ・プールA両方への放送、およびそれぞれ別途での放送可能な設備)があれば、放送操作室3は無くしても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。		
64	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	②	ア	バリアフリー動 線整備	プールAとサブアリーナ間の連絡通路、プールAとプールB間の接続について「障害のない円滑な移動経路とすること」とありますが、具体的な幅員や勾配等の基準をご教示ください。	安全性や利用形態等を踏まえ提案してください。		
65	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	②	ア a	バリアフリー動 線整備	「・・・風除室2を更新」とありますが、風除室2は別紙10において、1階のメインアリーナ特別室と会議室2の間に図示されています。誤植でしたら、正しい位置をご教示ください。	「風除室5」とし、別紙10を修正します。	◎	
66	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	②	イ a	観客席増設	「プールAの観客席数を現状355席から約2倍の700席程度となるよう増設を行うこと」とありますが、ギャラリ一部分等への具体的な設置方法や座席配置に条件がある場合はご教示ください。	本市としてギャラリ一部分への座席の設置方法を定めていません。座席配置については、法令条例を遵守し、スペースを有効に活用する多段方式も含め提案してください。		
67	要求水準書 (案)	23	第2	6	(3)	②	イ a	観客席増設	既存設備の能力で増設後の空調負荷を賅えないことが判明した場合、機器の更新や増設費用は事業者の負担範囲に含まれるかご教示ください。	機器の更新や増設費用は含まれません。		
68	要求水準書 (案)	24	第2	6	(3)	③		多目的室ス ペース	多目的に利用できる室に改修することとありますが、想定する利用方法はPFI事業者にて判断してよいでしょうか。	大会利用時には、プールAと一体的に使うこともできる多目的に利用できる室を提案してください。		
69	要求水準書 (案)	24	第2	6	(3)	③		多目的室ス ペース	今回レストランを多目的室に改修するとの要求水準ですが、既存のレストラン部分は観覧場の一部として用途申請されています。理解で良いでしょうか。(既存遡及回避のため用途変更に当たらないものと判断してよいか。)	既存のレストラン部分は飲食店として用途申請されています。		
70	要求水準書 (案)	24	第2	6	(4)			屋内プールの 整備(プールB)	要求水準書に記載のないプールの各種仕様に関しては事業者にて判断し設定するという理解でよいか。	計画段階において、利用団体や競技団体等からのヒアリング調査等も踏まえ、設定してください。		
71	要求水準書 (案)	24	第2	6	(3)	④		設備	日本水泳連盟公認プール施設要領「国内プールA」に対応する施設整備を行う事とあるが、2025.04.01施工の公認プール施設要領、(5)採光・照明設備(6)照度の項目が定められています。今回公開されている要求水準書(案)のプールA並びに新設されるプールBには、照明設備の明確な基準が定められておりませんが具体的な基準はございますでしょうか。	プールAについては、公益財団法人 日本水泳連盟公認プール施設要領「国内プールA」に対応する施設整備を行ってください。プールBについては、本市として具体的な数値は定めていません。		
72	要求水準書 (案)	24	第2	6	(3)	④		設備	プールA及び新設されるプールBには、音響設備の改修または新設予定はございますでしょうか。	プールAの放送設備の改修は行いません。プールBは要求水準書(案)記載の放送設備の整備を行ってください。		
73	要求水準書 (案)	24	第2	6	(3)	④	ア a, b	大型映像装置 改修	日本水泳連盟公認プール施設要領に対応した大型映像装置の改修を行うこと。との記載はあるが、2025.04.01施工の公認プール施設要領には、【国内プールAは大型LED表示装置または移動型表示盤、国内プールは移動型表示装置を設置する。大型LED表示装置の表示素子はLEDまたは同等品とし、最低横32文字、縦12行を表示するものとし文字高は最低360mm以上が望ましい。】と記載に留められており、大型映像装置の寸法やピッチ数の具体的な基準はございますでしょうか。	プールAの大型映像装置の寸法は既存映像装置以上とし、日本水泳連盟公認プール施設要領に適合する計画を提案してください。		
74	要求水準書 (案)	24	第2	6	(4)			屋内プールの 整備(プールB)	既存のプールAの入退場口以外に新たにプールBへの入退場口を設置することでよいか。	お見込みのとおりです。なお、プールBは単独開館時にも対応可能となるプールB専用受付を設置してください。		

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			該当箇所								
			第1	1	(1)	①	ア	a			
75	要求水準書(案)	24	第2	6	(4)	①	ア	屋内プール新設	テニスコート下の遊水池の正確な構造、および建築荷重を支えるための地盤調査結果(ボーリングデータ等)をご提示いただけますでしょうか。	別紙5-3, 別紙6-1を参照してください。	
76	要求水準書(案)	25	第2	6	(4)	①	ウ	屋内プール新設	「プールBは、単独で一般利用開放が可能とすること。」とありますが、プールBの受付において、入退館ゲートの設置等については、事業者側の提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
77	要求水準書(案)	25	第2	6	(4)	②		諸室別概要	プールのレーン数が6レーン(幅2.0m以上)の指定となっておりますが、別紙9-3_横浜国際プール再整備事業計画の資料においては各所に5レーン(幅2.5m)の整備を行う趣旨の記載、要求水準書(案)p45の主な業務内容では5レーンの記載がございます。要求水準書(案)p25の内容を正とし、6レーン(幅2.0m以上)の計画と考えてよろしいでしょうか。	利用団体や競技団体等との協議を踏まえ、コースロープの幅は2.5m、5レーン、水深1.4mに変更します。	○
78	要求水準書(案)	25	第2	6	(4)	②		諸室別概要	「プールAとの接続部に近接した位置に整備すること」とありますが、必要な設備や什器、用途に応じた室内仕上げ等の詳細条件をご教示ください。	計画段階において、利用団体や競技団体等からのヒアリング調査等も踏まえ、提案をしてください。	
79	要求水準書(案)	25	第2	6	(4)	②		諸室別概要	プールBについては、プールAの大会開催時のウォーミングアップやクールダウン用との利用目的の記載があるが、水深1.0m~1.2mでは日本水泳連盟のプール公認規則におけるスタート台を設置した推奨水深を確保できていないが、スタート台の設置及びスタート台を用いたウォーミングアップは想定していないのか。	お見込みのとおりです。なお、利用団体や競技団体等との協議を踏まえ、コースロープの幅は2.5m、5レーン、水深1.4mに変更します。	
80	要求水準書(案)	25	第2	6	(4)	②		諸室別概要	コースロープ幅2.0mと2.5mで設置できることとの記載がございますが、6レーンの内、中央の1レーン分が2.5mとして計画され、その他のレーンは幅2.0mでの計画でよろしいでしょうか。想定配置がございましたら提示ください。	利用団体や競技団体等との調整により決定します。	
81	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	レストランデッキとは、現状のレストランとのデッキ部分を示し、改修後は多目的室となる部分のデッキと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	
82	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	既存建屋の現在の契約電力(メインアリーナ側とサブプール側で契約電力が分かれている場合は各々の契約電力)をご教示いただけないでしょうか。	当該施設の契約電力は1,350kWです。なお、契約電力についてはエリアごとの区分は行っており、一括での契約となっています。	
83	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	既存設備との連携が発生しますので、自動制御、中央監視、電話、自火報、非常・業務兼用放送設備、監視カメラ設備の既存メーカーをご教示いただけないでしょうか。(既に情報通信設備も設置されている場合、併せてご教示願います。)	資料を提供します(別紙24)。	◎
84	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	レストランデッキとプールBを接続する渡り廊下は、「屋内(増築)」として空調・防火区画の対象とする必要があるか、構造上の定義をご教示ください。	渡り廊下は屋外空間を想定しています。	
85	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	メインアリーナの冷暖房化やプールB新設に伴い、受変電設備や給排水の既存容量が不足し、敷地外の本管からの引き直しや負担金が発生する場合、その費用は事業者の負担範囲かご教示ください。	事業費に含めて提案してください。	
86	要求水準書(案)	26	第2	6	(4)	②		諸室別概要	要求水準書に記載がない内容は、今回の工事の範囲外でよろしいでしょうか。(TV中継・サブプールの音響設備など)	お見込みのとおりです。	
87	要求水準書(案)	27	第2	6	(6)			トレーニングルーム	入退場システムは撤去または使用しない運用でもよいか。	お見込みのとおりです。	
88	要求水準書(案)	27	第2	6	(5)			スポーツマンガライブラリー、コミュニケーションスペース	「…少なくとも、以下のスポーツマンガライブラリーとコミュニケーションスペースを設置すること」とありますが、スポーツマンガライブラリーとコミュニケーションスペース以外で期待することがあればご教示頂けますでしょうか。	幅広い世代が自由に訪れ交流ができ、地域のコミュニティスペースや親子の遊びとゆりの居場所づくりに寄与する施設整備を期待しています。	
89	要求水準書(案)	27	第2	6	(5)			スポーツマンガライブラリー、コミュニケーションスペース	スポーツマンガライブラリー、コミュニケーションスペースについて設置を想定されている場所があればご教示ください。	設置場所は提案してください。	
90	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	①		太陽光発電設備	設置規模は提案によると考えてよいでしょうか。また、ESCO事業においても太陽光発電設備を設置されておりますが、区分に関してはどの様にお考えでしょうか。	設置規模についてはお見込みのとおりです。ESCO事業の太陽光発電設備とは別に太陽光発電設備を設置してください。既に設置されているESCO事業の太陽光発電設備の計測装置とは別に計測装置を設置し、新たに設置する太陽光発電設備のみの発電電力量を計測してください。ESCOサービス期間中はESCO事業の太陽光発電設備について維持管理は本事業の対象外です。ただし、ESCOサービス期間終了後は、市の所有設備となります。なお、本事業で太陽光発電設備を設置する際に必要な公官庁への届け出は適切に行ってください。	
91	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	②	ア	屋外遊具広場の設置	要求水準書(案)の該当部分には「エリアAやエリアBにおいて～設置すること」と記載がございますので、提案によってはエリアAもしくはBのいずれか一方のみの改修提案も可としているか。別紙9-1資料の2-54ページでは両方のエリアへ設置を条件とする旨の記載がある。	エリアA及びエリアBの両方において提案してください。当該箇所については修正します。	○
92	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	①	ア	太陽光発電設備	「ライフサイクルコストも踏まえた提案とすること」とあるが、最低限必要な発電容量や、CO2削減目標などの具体的な数値目標をご教示ください。	本市としての具体的な数値は定めていないため、提案してください。	
93	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	②	イ	屋外遊具広場設置概要	屋外遊具広場をエリアBに設置する場合、円形に配置された庭石は撤去することも可能と考えてよいでしょうか。	円形に配置された庭石は撤去することが可能です。	
94	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	②	イ	屋外遊具広場設置概要	無人の公園遊具のようなイメージでよいか。	年齢や発達段階に応じた多様な遊びができるよう、乳幼児・小学生に向けたインクルーシブな屋外遊び場を設置してください。	
95	要求水準書(案)	28	第2	6	(7)	②	イ a	屋外遊具広場設置概要	提案している事業費の範囲内で新たに出た意見を計画の参考にするとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄					項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			第1	1	(1)	①	ア				
96	要求水準書 (案)	28	第2	6	(7)	②	イ a	屋外遊具広場 設置概要	「インクルーシブな屋外遊び場」について、横浜市福祉のまちづくり条例以外に市が独自に求める機能や遊具の選定指針があればご提示ください。	児童遊具については実施済み子どもアンケート調査(別紙12-2)に加え、計画時に実施する子どもや地域の意見を参考に設計してください。	
97	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	④		防災力向上の ための設備	かまどベンチとソーラー街路灯の設置箇所や台数は提案によるものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。	
98	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	③	イ	斜行モノレール 設置概要	P5の④運営業務に斜行モノレールの運営とあるが、P29には「中央監視室等により、運転監視、連絡が可能とすること」とあるので、維持管理業務に区分できないか。	維持管理業務に区分します。また当該箇所については修正します。	○
99	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	③	イ a	斜行モノレール 設置概要	車両定員は「16名程度」と示されていますが、運行速度や所要時間、安全対策の詳細等の条件をご教示ください。	車両定員は16名とし、運行速度や所要時間等は提案してください。 安全対策は要求水準書(案)のとおりです。	
100	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	③	イ g	斜行モノレール 設置概要	設置場所は「土砂災害警戒区域」もしくは「土砂災害警戒区域」の対象外と考えてよろしいでしょうか。対象内の場合は斜面地の地質調査結果、および救出・避難のための設備要求(併設階段等)をご教示ください。	区域外の設置を想定しています。地質調査結果は別紙6-2を参照してください。 救出・避難のための設備要求(併設階段等)は提案してください。	
101	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	⑤	ウ	テニスコート	車椅子利用者用駐車スペースを確保するとありますが、臨時駐車場利用時に車椅子利用者用としてのスペースを確保するという趣旨であり、常設で設置するという趣旨ではないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
102	要求水準書 (案)	29	第2	6	(7)	④		防災力向上の ための設備	防災力向上のための対応ですが、かまどベンチやソーラー街路灯を新設し、災害時の機能維持は既存同等とする認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
103	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑥	ウ	散策路	散策路周辺の樹木の「復元」とはなにを意味しておりますでしょうか。移植等は工上で難しい可能性が高いため、以前の植生に近い樹木を新植すれば良いと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
104	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑥		散策路	別紙11散策路位置図は解像度の関係上、情報が読み取れない部分があるため、高解像度の図面提供は可能でしょうか。	解像度の高い図面を提供します(別紙11)。	◎
105	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑥	ウ	散策路	散策路周辺に植栽を復元することの記載がありますが、対象とする散策路の範囲と既存の植栽計画図を提示可能でしょうか。また、植栽を復元する「散策路周辺」の解釈は事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。	対象散策路については別紙11-2に追加します。現状の植栽計画図はありませんので、植栽を復元する「散策路周辺」については提案してください。	◎
106	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑦		駐車場	臨時駐車場の現在の台数やレイアウトを提示可能でしょうか。また、臨時駐車場を利用するのはどういったイベント時で、どういった運用をされていますでしょうか。	資料を提供します(資料21-3)。	◎
107	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑦		駐車場	駐車場の運営方法について、できる限り詳細にお示しください。特に臨時駐車場をオープンするケースが年間何日程度発生する見込みなのか等。	駐車場の運営方法については要求水準書(案)のとおりです。現状の駐車場台数を確保した上で提案してください。臨時駐車場については現状の使用状況について資料を提供します(別紙21-3)。	◎
108	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑦		駐車場	テニスコート部に計画する臨時駐車場の必要台数は提案内容により事業者にて設定してよいでしょうか。	敷地全体で現状の駐車場台数を確保した上で提案してください。	
109	要求水準書 (案)	30	第2	6	(7)	⑦	ウ	駐車場	ゲート等必要設備の省スペース化を図ること、との記載がございますが、臨時駐車場の運用はPFI事業者の提案により、ゲート等必要設備の新設要否は提案によるものとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
110	要求水準書 (案)	32	第3	1	(3)	①	イ a	年度管理計画 書	書類提出のタイミングについて「統括管理業務の開始の30日前まで」とありますが、年度開始の30日前との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該箇所については修正します。	○
111	要求水準書 (案)	33	第3	2	(2)	③		総務・経理業務	「各年度の業務終了後2か月以内に…市に提出すること」とありますが、正しくはモニタリング基本計画(案)P4に記載の通り「各事業年度終了後3か月以内」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。	
112	要求水準書 (案)	33	第3	2	(2)	③		総務・経理業務	決算手続きは3か月間かかるため、「各年度の業務終了後2か月以内」を「各年度の業務終了後3か月以内」としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。	
113	要求水準書 (案)	34	第4	1				業務の概要	本施設の竣工後とは平成10年の竣工後を示し、本事業による再整備後ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
114	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	①		設計業務	設計業務着手にあたり、市から提供される資料が不十分であり、当初見込んだ以上の事前調査・測量等が必要なことが判明した場合、別途市に費用を請求できると考えてよいでしょうか。	本市から提供しているものが不十分である場合は、事業者が設計業務として事前調査・測量等必要な調査を実施してください。事前調査・測量等費用は事業者で負担するものとします。 提示条件等の不整合など合理的な理由により事業者が過度な費用負担が生じる場合には、本市と事業者が協議のうえ、費用負担の取扱いについて調整します。	
115	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	③		設計業務	利用団体や協議団体等によるヒアリング調査の結果は参考として取り扱い、必ずしも取り入れる必要はないと考えてよいでしょうか。利用団体からの強い要望があり、当初計画していた以上の整備・運営管理内容を取り入れる必要がある場合、別途市に費用を請求できると考えてよいでしょうか。	ヒアリング調査の結果は、設計業務の参考とするものです。当初計画を超える整備内容または運営管理内容を求める場合で、かつ合理的判断の範囲を超える変更となる場合は、本市と事業者で協議の上、契約変更の対象とします。	
116	要求水準書 (案)	35	第4	1	(3)	①	イ	年度業務計画 書	設計業務および施工業務については、業務計画書において内容が包含されていることから、年度計画書の作成は不要としていただきたく存じます。	要求水準書(案)のとおりとします。	
117	要求水準書 (案)	35	第4	1	(3)	②	ア	年度業務報告 書	月報により年度内の状況把握が可能であることから、年度報告書の提出は不要としていただきたく存じます。	要求水準書(案)のとおりとします。	
118	要求水準書 (案)	35	第4	1	(3)	②	イ	要求性の確認 報告書	「その他」と記載がありますが、具体的な内容についてご教示ください。	該当箇所を削除します。	○
119	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	①		設計業務	南側の山林部分の測量は敷地測量図が正として考えてよろしいでしょうか。	測量を行った位置は別紙5-2図の①②となりますので別添資料別紙5-2-①、②を参照ください。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加	
			第1	1	(1)	①	ア	項目名				
120	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	②		設計業務	子どもや地域の意見を主体的に収集する範囲については指定がないものと考えてよろしいでしょうか。	既に意見を伺っている子どもや地域団体については、本市において必要な調整を行い、計画・検討を円滑に進められるように協力します。その他の団体等については、本市と事業者で協議のうえ、必要に応じて追加で意見を伺うこととします。		
121	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	②		設計業務	「…本事業を実施するPFI事業者が新たに子どもや地域の意見を主体的に収集し」とありますが、収集にあたり貴市の協力を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本市において必要な調整を行い、計画検討を円滑に進められるように協力します。		
122	要求水準書 (案)	35	第4	2	(1)	③		設計業務	利用団体や競技団体等のヒアリング先は事業者の裁量によるものと考えてよろしいでしょうか。	事業計画の策定にあたり、既に意見を伺っている利用団体や競技団体については、引き続き対象としてください。その他の団体については、必要に応じて追加で意見を伺うことも可とします。		
123	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	②		施工計画書等の提出	施工計画書については、工事監理者がその内容を確認のうえ市に報告する対応とし、市の承諾は不要とさせていただけないでしょうか。	報告対応とすることとし、当該箇所については修正します。	○	
124	要求水準書 (案)	36	第4	2	(1)	⑩		設計業務	市が行う補助金・助成金の申請にあたり、必要な書類を整理・作成に協力することと記載がありますが、現段階でどのような補助金・助成金の取得を予定されていますでしょうか。	下記のものを想定しています ・スポーツ振興くじ助成金による支援(地域スポーツ施設整備)(JSC) ・体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)(スポーツ庁) ・社会資本整備総合交付金(国土交通省)		
125	要求水準書 (案)	36	第4	2	(1)	⑪		設計業務	市が行う施設利用者や周辺住民との調整および説明会等に協力すること記載がありますが、各種調整や説明会は市が主体となり、主催者として対応するという理解で良いでしょうか。	本市が必要に応じて開催する施設利用者及び周辺住民との調整、説明会等については本市が主体となり主催者として対応します。その際、本市は説明資料の作成補助や専門的な内容に関する説明など、必要な範囲で事業者に協力を求めることを想定しています。なお、工事の内容、工程、安全対策等に関して事業者が実施すべき工事説明会等については、事業者が主体となり、主催者として開催するものとします。		
126	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	①	ア	施工業務 基本的な考え方	検討の結果、事業契約書に記載の期間内での整備が難しいと判明した場合、期間の見直しが可能と考えてよいでしょうか。	スケジュールは現時点の前提に基づくものであり、基本的に変更は想定していません。ただし、合理的に回避できない事象や事業者の責めによらない不測の事態が生じた場合は、影響を踏まえ、本市と事業者で協議のうえ決定します。		
127	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	①	イ	施工業務 基本的な考え方	工事期間中でもできる限り施設を開館できるよう配慮すること、市民利用ができる部分を有することと記載がありますが、検討の結果難しい場合は、閉館も可能と考えて良いでしょうか。	工事期間中も可能な限り開館できるよう配慮してください。安全確保や法令上の制約により開館が困難となる場合は、本市と事業者で協議の上で閉館を認めます。その際は、必要性、期間、再開計画を示した計画書の提出を求めます。なお、工事期間中に必ず開館しなければならない諸室はありません。		
128	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	①	イ	施工業務 基本的な考え方	工事期間中も「運営エリアと改修工事エリアを適切に分離」して開館することが求められていますが、工事に伴う部分閉鎖や騒音等で利用料金収入が減少した場合、市による補填措置はありますでしょうか。	工事に伴う部分閉鎖や騒音等により利用料金収入が減少した場合の補填措置について、個別の補填は予定していません。		
129	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	①	エ	施工業務 基本的な考え方	施工段階で必要な申請対応を図ることと記載がありますが、市の要望、あるいは利用団体の要望等による設計変更で変更申請等を行う必要がある場合、変更申請に関する作業費および申請費用等は別途請求できると考えて良いでしょうか。また変更申請に伴い、必要な場合は、事業期間の見直しは可能であると考えるでしょうか。	本市の要望や利用団体の要望等により、当初計画を超えかつ合理的判断の範囲を超える変更となり、変更申請等の作業費や申請費用が発生する場合は、本市と事業者で協議の上、決定します。		
130	要求水準書 (案)	36	第4	2	(2)	①	カ	施工業務 基本的な考え方	「補助金・助成金等の申請について必要な書類」とありますが、書類の詳細をご教示ください。	下記のものを想定しています ・スポーツ振興くじ助成金による支援(地域スポーツ施設整備)(JSC) ・体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)(スポーツ庁) ・社会資本整備総合交付金(国土交通省)		
131	要求水準書 (案)	37	第4	2	(2)	④	ウ	施工業務 施工時	「なお、公共工事に準じ、施工体制台帳へは、各下請け工事業者との契約書の写しを添付すること。」とありますが、本事業においては発注者がSPC(民間事業者)となることから、当該施工体制台帳については、民間工事に準じた様式を適用させていただけないでしょうか。	法令上記載すべき事項が網羅されている任意の様式でも問題ありません。		
132	要求水準書 (案)	37	第4	2	(2)	④	ウ	施工業務 施工時	本事業はPFI事業であることから、施工体制台帳については、現場に備え付けて市が閲覧することとし、市への提出は不要とさせていただけないでしょうか。	施工体制台帳は提出を求めます。		
133	要求水準書 (案)	37	第4	2	(2)	④	カ	施工業務 施工時	施設利用者や周辺住民との調整、説明会対応は、36P第4 2 1(1)⑪に記載の通り、市が主体となり、主催者として対応するという理解で良いでしょうか。	本市が必要に応じて開催する施設利用者及び周辺住民との調整、説明会等については本市が主体となり主催者として対応します。その際、本市は説明資料の作成補助や専門的な内容に関する説明など、必要な範囲で事業者に協力を求めることを想定しています。なお、工事の内容、工程、安全対策等に関して事業者が実施すべき工事説明会等については、事業者が主体となり、主催者として開催するものとします。		
134	要求水準書 (案)	37	第4	2	(2)	④	コ	施工業務 施工時	建設発生土について、市の公共工事で発生する建設発生土と同様の処分方法で処分することと記載されていますが、具体的にどのような方法でしょうか。	「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」を確認してください。		
135	要求水準書 (案)	38	第4	2	(2)	④	セ	施工業務 施工時	工事中に第三者におよぼした損害について、法令に準拠した工事により、どの施工者が実施したとしても起こりえると考えられる、第三者におよぼした損害については市の負担と考えて良いでしょうか。また、家屋調査の実施は不要で良いでしょうか。実施が必要な場合は、実施の基準は市で決定いただき、費用は別途としていただけないでしょうか。	事業者において適切な安全管理及びリスク管理を行い、必要な保険に加入して対応してください。本市では家屋調査は想定していません。施工にあたっては低振動型重機の使用など近隣への影響を抑える措置を講じ、影響が懸念される場合は事業者の責任で必要な調査等を実施してください。		
136	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	⑤	イ	f	PFI事業者による完工検査等	完工検査調書の様式または記載内容のイメージについてご教示ください。	事業者の任意様式とします。記載内容については本市と事業者で協議することとします。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			第1	1	(1)	①	ア	a				
137	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	⑥		什器備品設置	什器備品設置は維持管理企業又は運営事企業でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
138	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	⑤	ウ	市の完工確認等	市の完工確認は改修・新設部分ごとに実施していただき、改修・新設部分ごとに完工の支払いをしていただけますでしょうか。	完工検査は改修・増築部分ごとに行います。支払いについては入札公告時に示します。		
139	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	⑥	ウ	什器備品設置	必要に応じて競技専用の運搬車を調達することと記載がありますが、具体的にはどのような状況や車両を想定していますでしょうか。	競技専用の運搬車とは、車両ではなく台車を想定しています。競技に必要な備品の運搬に台車が必要な場合は調達してください。		
140	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	⑥	ア	什器備品設置	令和9年度末の引継ぎ時において、既に故障または耐用年数を超過している備品が発見された場合、その更新費用は開業準備業務として事業者が負担すべき範囲に含まれるかご教示ください。	引継ぎ時点において、既に故障または耐用年数を超過している備品のうち、引続き必要な備品については、原則として、事業者の負担により調達、更新するものとします。ただし、競技規格の変更など合理的な理由がある場合には本市と事業者で協議するものとします。		
141	要求水準書 (案)	41	第5	1	(2)	①	ア	業務責任者	開業準備業務における開業とは、施設の再整備が完了した段階での開業ではなく、前指定管理者からPFI事業者が引き継がれ、PFI事業者による運営が開始される段階のことを示しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
142	要求水準書 (案)	41	第5	1	(2)	②	ア	業務担当者	「同種の運開業準備業務の経験」とありますが、運は誤植でしょうか。	当該箇所については修正します。	○	
143	要求水準書 (案)	42	第5	2	(3)	③	イ	設備等の試運転及び供用開始前の各種保守点検等	開業準備業務の「維持管理業務」について、供用開始前であることをふまえて、要求水準に準じてとありますが、保守点検、清掃、警備の各業務の仕様(頻度回数等)は事業者の提案により決定できるとの理解で良いでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。		
144	要求水準書 (案)	43	第5	1	(4)	①		オープニングイベント実施業務	本施設の「リニューアルオープン」とは、施設の再整備が完了した段階を示しているということでしょうか。	お見込みのとおりです。		
145	要求水準書 (案)	43	第5	2	(4)			オープニングイベント実施業務	オープニングイベントについて、想定されている詳細をお示ください。	オープニングイベントは提案してください。		
146	要求水準書 (案)	43	第5	1	(4)	②		オープニングイベント実施業務	イベントの実施時期や内容についてはPFI事業者の提案によると記載がありますが、イベントのイメージがあればご教示ください。また、市民や市関係者等の要望により、提案時に事業者が想定していた内容より費用がかかるイベントとなった場合、別途費用請求が可能と考えてよいでしょうか。また、起工式・上棟式・竣工式といったイベントは不要と考えて良いでしょうか。	イベントによる本市の追加負担は考えていません。イベント実施に必要な費用は本事業に含めてください。また、起工式等のイベントはお見込みのとおりです。		
147	要求水準書 (案)	43	第5	2	(4)	②		オープニングイベント実施業務	「イベントの実施時期や内容についてはPFI事業者の提案とするが、事前に企画案を市に提出し、市の承認を得ること。」企画案は、実施時期から何日前までに承認を得る必要があるか、お示ください。	企画案は遅くとも4か月前に提出し、承認を受けてください。		
148	要求水準書 (案)	48	第6	2	(1)	②	ア	貸切利用	プールの貸切利用はプールA・プールBともに貸切利用することを想定したものか。または、ABそれぞれの貸切利用ができるように更衣室などの動線を区切る設計をする必要があるか。	各プールは個別に貸切できるとともに、一体的にも貸切できるよう整備してください。		
149	要求水準書 (案)	49	第6	2	(1)	④		休館日と施設点検日	施設点検日は休館日にできるとの認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。		
150	要求水準書 (案)	49	第6	2	(1)	④	イ	施設点検日	施設点検日は月1回以内と規定されていますが、1日に限らず、連続する2日間等の施設点検による休館とすることが可能でしょうか。ご教示ください。	施設点検日は、原則、指定管理者が市の承認を得て月1回/日以内で設定することとします。水抜き点検などやむを得ない事由がある場合は、本市と事業者で協議のうえ、別途点検日を設けることができます。		
151	要求水準書 (案)	50	第6	2	(1)	⑤	ア	利用料金について	利用者の利便性を図るという意味でプール、トレーニング室、駐車場などの利用料金を年間券などの定期券制にすることは可能でしょうか。	横浜市スポーツ施設条例別表3に定める額及び施設本来の利用目的に支障が生じない範囲で、本市と事業者で協議のうえ、定期券制とする提案が可能です。		
152	要求水準書 (案)	50	第6	2	(1)	⑤	イ	利用料金の設定	条例の設定料金の上限を超えた利用料金で提案して選定された場合で、料金改定の条例改正がなされなかった場合はどうなるか。	上限を超えた利用料金での運営はできません。事業者において、条例で定める上限額の範囲内で運営可能な料金体系へ調整することになります。条例の上限を超える提案を行う場合は、その根拠となる考え方と併せて利用料金を提案してください。		
153	要求水準書 (案)	52	第6	2	(1)	⑦	ウ	利用調整(優先利用)業務	メインアリーナにおける興行及び営業宣伝以外(スポーツ大会利用等)の利用日数制限において、Bリーグ、Vリーグ等のスポーツ興行は「スポーツ大会利用」に含まれると考えて良いでしょうか。	Bリーグ、Vリーグ等のスポーツ興行は興行に含まれます。		
154	要求水準書 (案)	55	第6	2	(5)	③	ア	業務担当者の確保	泳力があり、CPR(心肺蘇生法)ができ、常時監視人員(レスト・コントロールを含まない)の半数以上については次の有資格者とし、また、救助にあたる全ての監視員はこれと同等の能力を有するものとする。とありますが、(社)日本赤十字社救急法救急員(指導員)は含まれないのでしょうか。	含まれません。該当箇所は修正します。	○	
155	要求水準書 (案)	55	第6	2	(6)			トレーニングルーム運営業務	適切な能力を有する人員をトレーニング室に配置とありますが、有資格者の配置を必要としないということでしょうか。	お見込みのとおりです。		
156	要求水準書 (案)	56	第6	2	(8)			大会等の開催等支援業務	スポーツ大会等の開催においては、様々な支援を実施することとありますが、大会準備、片付けなども含まれますでしょうか。(例えば、プールでの計時システムのセッティングなど)	具体的な支援の内容は予め限定して示しておりません。		
157	要求水準書 (案)	57	第6	2	(10)	①		スポーツ教室等の申し込み・受付	往復ハガキの申し込みを原則継続するとあるが、継続しない場合はどのような場合が想定されるか。	インターネットや電子メールを利用しない方に向けた申込方法について、事業者から提案がある場合は、本市と事業者で協議のうえ変更することがあります。		
158	要求水準書 (案)	57	第6	2	(10)	③		参加料金の設定	記載の料金は税込みまたは税抜きのどちらか。	記載の料金は税込みです。		
159	要求水準書 (案)	58	第6	2	(11)	①	ア	利用者への配慮	屋外遊具運営業務にあたり、利用者や地域住民からの意見を収集し、改善にできる仕組みを構築することと記載がありますが、ソフト面での対応が良いでしょうか。新規遊具設置などの希望があった場合は、市が別途費用を負担する考えで良いでしょうか。	ソフト面での対応を想定しています。本事業とは別に新規遊具設置などを行う場合は、本市が費用を負担します。		

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			該当箇所								
			第1	1	(1)	①	ア a	項目名			
160	要求水準書 (案)	60	第6	2	(13)	①	ウ	ネーミングライツ	ネーミングライツの導入により既存広告や次年度以降の広告予定に制限がかかった場合の補填等の協議は可能か。	ネーミングライツ導入にあたり、既存広告への影響や不要な制限が生じないよう、本市において関係者との調整を行います。	
161	要求水準書 (案)	61	第6	2	(14)			工事期間中運営業務	施設の一部で改修工事を行いながらの運営を行う場合、作業場所や作業時間が限られるため、改修費用が高額になる可能性があります。安全面や、市の設定している事業スケジュール内で工事が完了できないことが明らかな場合、一時閉館して整備を行うことは可能でしょうか。	工事期間中も可能な限り開館できるよう配慮してください。安全確保や法令上の制約により開館が困難となる場合は、本市と事業者で協議の上で閉館を認めます。その際は、必要性、期間、再開計画を示した計画案を提出を求めます。	
162	要求水準書 (案)	61	第6	2	(13)	⑧		ESCO 事業に関する運営業務	ESCO事業による水光熱費削減分の市への戻入はありえるのか。その場合の見込みはどのようにすればよいか。	ESCO事業による水光熱費削減分の本市への戻入はありません。	
163	要求水準書 (案)	61	第6	2	(14)			工事期間中運営業務	「工事期間中の運営業務は、(1)～(9)に示した業務内容の中で、実施可能な業務内容を実施」とあるが(10)の教室業務以降は実施しない想定ということか。	当該箇所については修正します。	○
164	要求水準書 (案)	62	第7	1	(1)			業務区分	通常維持管理業務と運営業務を異なる事業者が担うことになると思うが、その場合業務区分として、「トレーニング機器の調達・管理」「受付」の業務は運営側の業務にいれられないか。(業務区分ごとの報告書を作る段階においてクロスしていると煩雑になる)(維持管理が設備備品管理・運営が一般備品管理)	トレーニングルームにおける「トレーニング機器の調達・管理」「受付」の業務は運営側の業務とし、当該箇所については修正します。	○
165	要求水準書 (案)	64	第7	1	(3)	②	イ	月次業務報告書	記載事項に「貸し出し状況」とありますが、維持管理業務における貸し出し状況とは、どのような想定でしょうか。ご教示ください。	「貸し出し状況」を「点検・保守状況、清掃、警備、更新・修繕記録」に修正します。	○
166	要求水準書 (案)	66	第7	2	(1)	⑦	ア	法定点検等	年1回以上運転中の機器を停止し、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務を行うことと記載がありますが、点検日は休館日としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
167	要求水準書 (案)	66	第7	2	(1)	⑦	ア	法定点検等	年1回以上運転中の機器を停止し、外観点検・・・整備業務を行うこと。なお、当該費用は修繕予算に含めることとする。とありますが、年1回以上実施の法定点検(年2回の消防設備点検等)は修繕予算とし、3年に1回などの法定点検は維持管理費と区分すべきでしょうか。また、年1回の法定点検実施の義務はないものの、自主的に年1回点検を実施する設備(自動ドア等)の点検費用も修繕費とすべきでしょうか。修繕費として計上すべき対象をご教示ください。	法定点検等で必要となった消耗品等の更新については、修繕費予算(各年度3,000万円以上)に含めることとします。当該箇所については修正します。法定点検等については修繕費ではなく別計上してください。	○
168	要求水準書 (案)	66	第7	2	(1)	⑦	イ	ESCO事業	ESCOサービス期間終了後は、市の所有設備となり、修繕及び点検は事業者が行うこととありますが、本事業期間中に当該ESCO事業設備が更新時期を迎えると思慮します。その更新は市の負担において実施されるとの理解で良いでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。	
169	要求水準書 (案)	67	第7	2	(1)	⑧		検針業務【設備機器管理業務】	【翌月末】とありますが、システムの入力を翌月末までに完了すると言う意味でしょうか。	お見込みのとおりです。	
170	要求水準書 (案)	71	第7	2	(4)	④		防災・防犯監視業務	中央監視において、常時(24時間体制)各機器の監視を行うこととあるが、現場有人対応ではなく、遠隔監視等での対応も可能か。	原則、有人対応としますが、遠隔監視等により、異常の検知、初動対応、関係者への連絡体制等において有人対応と同程度の対応が行える場合には提案を行なうことは可能です。	○
171	要求水準書 (案)	73	第7	2	(8)	①		修繕計画書に基づく修繕・更新業務	事業期間中において、劣化診断調査を実施することとありますが、実施頻度をご教示ください。(開示されている「横浜国際プール 事業報告書」と同程度という理解で間違いありませんか。)	本市では劣化調査は6年毎に実施しています。これを参考に提案してください。	
172	要求水準書 (案)	73	第7	2	(8)	②		修繕計画書に基づく修繕・更新業務	「長期修繕計画書」の作成が事業者の業務とされていますが、その計画の起算年度と期間をご教示ください。	計画の起算年度と期間は、令和13年度から令和50年度までとしてください。	
173	要求水準書 (案)	73	第7	2	(8)	③		修繕計画書に基づく修繕・更新業務	事業期間終了時に作成する「長期修繕計画書」の起算年度と期間をご教示ください。	起算年度については令和33年度から施設の耐用年数となる令和50年度までとしてください。	
174	要求水準書 (案)	75	第8	2	(1)(2)			自主事業に係る業務の要求水準	自主事業における、各種教室の年会費等を徴収する会員制などの実施は可能でしょうか。	可能です。本市への事前協議、承認が必要です。	
175	要求水準書 (案)	別紙1						竣工図	竣工図の仕上表や平面図等から壁下地(コンクリート、鋼製下地、木下地、石膏ボードなど)の種別や範囲、仕様が読み取れません。記載された図面の提供をお願い致します。すでに提示いただいた図面に読み取れるものがある場合は図面番号などを提示いただけないでしょうか。	別紙1-2_平面詳細図を提供します。	◎
176	要求水準書 (案)	別紙1						竣工図参考CADデータ	敷地西側に位置する保存緑地の境界線の根拠となる図面データや座標情報の提供は可能でしょうか。無い場合、参考CADデータで提供された配置図内の2点鎖線の線形を参考としてよろしいでしょうか。	参考となるデータを提供します(別紙5-2-③-1,2)。	◎
177	要求水準書 (案)	別紙1						竣工図参考CADデータ	断面図や立面図、平面詳細図、矩形図などのCADデータの提供は可能でしょうか。	断面図や立面図、平面詳細図、矩形図などのCADデータはありません。	
178	要求水準書 (案)	別紙1						竣工図	既存建物の構造計算書の提供は可能でしょうか。(荷重条件表等を参照するため)	構造計算書の抜粋版を提供します。この資料以外は施設に保管されていますので、施設にて貸し出しを行います。別途当課へご連絡下さい(別紙1-4)。	◎
179	要求水準書 (案)	別紙1						竣工図	施工図リストに記載されている既存図の内、電気設備の2014～2021年の改修図を追加で送付いただけないでしょうか。	資料を提供します(別紙4)。 *また、新たに追加された図面も提供します	◎
180	要求水準書 (案)	別紙2						別紙2-1_計画通知書関係	棟構成(建築基準法、消防法上)、区画位置等が明示された申請図等の資料提供は可能でしょうか。	資料を提供します(別紙2-1-2)。	◎
181	要求水準書 (案)	別紙4						改修履歴、改修図	サブプール北側のテニスコートの改修図(防球ネット等)の提供は可能でしょうか。	資料を提供します(別紙4)。	◎

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	質問欄						項目名	質問内容	回答	要求水準書 (○)修正・別紙 (◎)追加
			第1	1	(1)	①	ア	a				
182	要求水準書 (案)	別紙 5							別紙5-1_事業敷地範囲図	保存緑地の指定はどの条例に基づいた指定でしょうか。緑の環境を作り育てる条例によるものでしょうか。この場合、工作物歩廊の整備は、横浜市緑地保存事業実施要綱の第10条の公共的な事業に該当するものと考えて良いか。	保存緑地は、港北ニュータウンにおけるグリーンマトリックスとして位置づけられており、市街地環境設計制度に基づく許可条件において公開空地として扱われています。また、緑の環境をつくり育てる条例に基づき、承認申請を行っています。 http://kn-kk.com/archives/linkpdf/05031.pdf	
183	要求水準書 (案)	別紙 5							測量図	遊水池2号の位置の測量情報は無いでしょうか。	別紙5-3のP13、遊水池2号平面図に記載の座標から遊水池位置を記載した図面が別紙5-2-①フォルダの測量成果となっています。	
184	要求水準書 (案)	別紙 5							測量図	遊水池2号の構造計算書情報はありますか。	別紙5-3(参考図)遊水池台帳に構造計算書を追加します。	◎
185	要求水準書 (案)	別紙 7							劣化台帳	劣化台帳に記載された内容は再整備の段階では補修等の対応がなされた状況でしょうか。	一部補修等を行っていますので、入札公告時に対応の有無をお知らせします。	
186	要求水準書 (案)	別紙 7							劣化台帳	別紙7として提示されている劣化台帳に記載の内容はPFI事業者にて修繕や改修を行う範囲でしょうか。劣化台帳の位置付けを明示ください。	お見込みのとおり、事業者にて行う改修や修繕(1件300万円、又は事業年度の提案額の範囲内で実施できる修繕に限る)については、本事業の範囲内です。	
187	要求水準書 (案)	別紙 9							各種報告書	別紙9の各種報告書は計画をする上での参考資料の位置付けと考えてよろしいでしょうか。 (アスベスト分析調査結果を除く)	アスベスト分析調査も含め、参考資料です。	
188	要求水準書 (案)	別紙 10							2階平面図	サブプールのプールサイドにおいて、温浴層3の回り(サブアリーナとの間の部分)に色が塗られていませんが、プールサイドの一部と解釈し、同様の更新内容を求めると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 別紙10を修正します。	◎
189	要求水準書 (案)	別紙 10							2階平面図 3階平面図	サブプール3階平面図で内装改修(共用部)(床、壁、天井)の指定がございますが、2階平面図では床のみ改修との指定となっております。 壁の改修範囲は3FLより上部の部分、天井はサブプール全面との理解でよろしいでしょうか。	壁の改修範囲は3FLより上部の部分とします。観客席部分の天井及び幕天井は改修対象外とします。 別紙10を修正します。	◎
190	要求水準書 (案)	別紙 10							2階平面図 3階平面図	メインアリーナ3階平面図で内装改修(共用部)(床、壁、天井)の指定、1階平面図では床のみ改修との指定となっております。 壁の改修範囲は3FLより上部の部分と理解してよろしいでしょうか。また、南東側の壁に関しては1階から3階まで連続した壁となっておりますので、1FLより上部の部分の理解でしょうか。 また、アリーナ外壁側の遮光吸音パネル(アルミパンチング)の壁も改修対象と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
191	要求水準書 (案)	別紙 10								改修範囲において切り替え範囲が明確でない場合、事業者にてご提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
192	要求水準書 (案)	別紙 10							1階平面図	1階平面図テナントルーム1～3は引き続きテナントルームとしての利用を想定した改修計画との理解でよろしいでしょうか。	テナントルーム1～3の利用方法は、提案によります。	
193	要求水準書 (案)	別紙 10							3階平面図	サブプールおよびメインアリーナの外周について、天井を改修するとの記載がありますが、当該改修の対象となる天井の範囲・部位についてご教示いただけますでしょうか。	別紙10を修正します。	◎
194	要求水準書 (案)	別紙 10							改修対象区域図	メインアリーナの外壁修繕及び更新工事は対象外という理解でよいのか？	お見込みのとおりです。	
195	要求水準書 (案)	別紙 10							改修対象区域図	仕上げ材料で経年劣化による変色などや廃盤になっている際には、近似の汎用品のご提案でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
196	要求水準書 (案)	別紙 15							斜行モノレール設置位置図	モノレール整備箇所にある既存散策路は廃止と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
197	要求水準書 (案)	別紙 16							ESCO事業実施概要	既存サブプールにて、ESCO事業により設置された既存照明の再利用を検討する為に、配光データ(IESデータ)を送付いただけますでしょうか。尚、提供が難しい場合や、受領データを基に十分検討した上で既存照明の利用が難しいと判断した場合には、新設とさせていただきます。	資料を提供します(別紙16-5,16-6)。	◎
198	要求水準書 (案)								要求水準書添付資料について	直近5年程度の修繕の明細の開示をお願いいたします。	資料を提供します(別紙21-2:R2～R6の事業報告提示)。	◎
199	その他								多段式駐車場	要求水準書(案)に該当はありませんが、多段式駐車場について質問です。現在駐車場の一部が多段式駐車場となっておりますが、再整備の際の取り扱いについてどのようにお考えでしょうか。撤去の有無、駐車場台数についてご教示ください。	本事業で撤去することは想定していません。また、現状の駐車場台数への加算も行っておりません。	

※その他、内容の整理等を行いました。

モニタリング基本計画（案）に関する質問への回答

質問欄								質問内容	回答
No.	資料名	頁	該当箇所				項目名		
			第1	1	(1)	①			
1	モニタリング基本計画(案)	7	第2	2	(2)	②	施工段階	本PFI事業に係る工事において施工体制台帳を作成するにあたり、発注者がSPC(民間事業者)となることから、当該施工体制台帳については民間工事用の様式を適用することとしても問題ないとの理解で相違ございませんでしょうか。	法令上記載すべき事項が網羅されている任意の様式でも問題ありません。
2	モニタリング基本計画(案)	13	第3	2		図表14	定期モニタリング	「金融機関に対して随時提出する財務諸表を市にも提出する」とありますが、貴市としてはPFI事業者の決算スケジュール(四半期・半期)の指定はない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	モニタリング基本計画(案)	16	第3	4	(1)	図表16	是正レベル別減額ポイント	レベル1、2に関しては、「各事象につき1日〇ポイント」となっておりますが、レベル3と同様に「各事象につき〇ポイント」に統一いただけないでしょうか。	レベル1～3のいずれも「各事象につき1日〇ポイント」となっています。
4	モニタリング基本計画(案)	21	第4	2	(4)	図表21①	想定する具体的手順	PFI事業者が「事業提案時又は事業年度計画見直し時の資金収支計画と資金収支の実績を比較した表を毎年市に提出する」とありますが、キャッシュフローと損益計算書に関する実績比較を想定されておりますでしょうか。	キャッシュフローと損益計算書に関する実績比較の想定はしていませんが、資金収支計画と資金収支が乖離している場合、その理由を報告してもらうことは想定しています。
5	モニタリング基本計画(案)	21	第4	2	(4)	図表21③	資金収支についてのモニタリング	「金融機関は市からの依頼により問題点の有無等を確認する(直接協定に盛り込むことを想定)。とありますが、あくまで市と金融機関との直接協定であり、民間事業者は間に入らないと言う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。